## 平成28年度第1回沖縄県青少年保護育成審議会 議事録

日 時:平成28年5月16日(月)

15時30分 ~17時20分

場 所:県庁6階第1特別会議室

## 1 当日の流れ

審議の前に、事務局から全委員14名全員が出席しており、沖縄県青少年保護育成審議会設置条例第6条に規定する定足数(8名)に達していることから、会議成立を報告。 次に 沖縄県子ども生活福祉部長が挨拶を行った後 協議については会長が議事進行

次に、沖縄県子ども生活福祉部長が挨拶を行った後、協議については会長が議事進行 した。

協議終了後、情報交換として青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長から「子ども の貧困対策について」の説明を行い、閉会した。

- (1) 沖縄県子ども生活福祉部長挨拶
- (2) 協議事項

ア 諮問事項

- (ア)優良図書(1冊)の推奨について 審議結果 優良図書推奨に値するとして答申
- (イ) 有害図書 (5冊) の指定について 審議結果 5冊中、4冊を有害図書指定を要するとして答申
- (3) 情報提供

子どもの貧困対策について~子ども未来政策室長

## 2 審議の詳細

司 会 それでは、これより協議に入ります。

協議につきましては、会長に進行していただきますので、会長よろしくお 願いします。

会 長 それでは、これからの議事進行を務めさせていただきます。

本日の協議事項につきましては、2点でございます。

第1点目は、諮問事項としまして

優良図書の推奨について

有害図書の指定について

の協議であります。

第2点目は、報告事項としまして 有害図書の包括指定について

であります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 協議事項の第1点目は、優良図書推奨の諮問であります。

まず、優良図書の推奨に係る審議の流れと認定基準について説明いたします。

沖縄県青少年保護育成条例により、知事が優良図書を推奨しようとする場合は審議会の意見を聴くこととされております。

また、優良の推奨を受けようとする者は、施行規則により、優良推奨申請 書を知事に提出することとなっております。

施行規則において、推奨の認定基準として別に定めたものが、資料6ページの「沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定基準」でございまして、部長通達で示されております。

この基準に照らしまして、申請にかかる図書が優良推奨するに問題ないかどうか点検した上で、審議会へ諮問することになります。

なお、有害図書の指定につきましても、この認定基準に照らした上で、指 定の必要があると考えられるものについて、その可否を審議会へ諮問するこ とになります。

優良図書推奨の作業手順としましては

- ① 関係業者・機関から「推奨申請」を受け、
- ② 事務局(青少年・子ども家庭課)において、認定基準を満たしているか点検いたします。
- ③ 申請された図書が、認定基準を満たしていれば、県知事から当審議会 へ諮問し、意見を聴きます。
- ④ 審議会において、諮問に対する審議を行い、その結果を知事に答申します。
- ⑤ 推奨に値する旨の答申があれば、県知事は優良図書としての推奨を行います。
- ⑥ 優良図書の推奨は、沖縄県公報への登載とともに、公文で、各市町村・関係機関等へ通知する方法によって行います。

事務局

それでは、優良図書推奨の諮問でございますが、今回は、「クーパーデザインルーム」から優良図書推奨の申請があります。

図書名が「おうさまのおしろ」で、 内容は資料のとおり、「戦争と平和」というテーマを簡潔かつソフトな表現で描き、戦争の愚かしさと平和の大切さについて考えさせる作品であるとしております。

諮問理由は資料12ページのとおりでございます。

次に、優良推奨審査表について説明いたします。

審査表中央の右側に

- 対象 小学生 中学生 高校生
- ・認定基準 ア~ク
- ・推奨可否 可 否

とあります。

該当すると思われるもの全てに○印を付けて下さい。

可否の何れかに○印を忘れず付けていただくようお願いいたします。

推奨を否とする場合は、意見欄にその理由を記載していただくようお願い いたします。

- 2 -

事務局

審査は、それぞれの項目で、過半数を超えるものが決定となります。

仮に同数の場合は、審議会設置条例第6条第3項「可否同数のときは、会長の決するところによる」に基づき、会長の可否により決定することとなります。

認定基準欄のアからクの内容につきましては、資料6ページにございます、「推奨及び指定等の認定基準」に記載の1の(1)に示された項目でございます。

以上で説明を終わります。

会 長

これまでの説明で、何かご不明なところはありませんか。

(質問なし)

それでは、審議に入りますが、事務局の説明のとおり、優良推奨の認定基準に基づき審査していただき、その結果を審査表にご記入願います。

事務局が審査表を回収に参ります。

記入を終えた委員は、挙手で合図をお願いします。

事務局が集計する間、優良図書の推奨について、委員の皆様からご意見・ ご感想をお聞かせいただきたいと思います。

委員

小学生の特に低学年向けに良いと考える。非常にわかりやすい内容である。 最初はほのぼのとしたものから、戦争の悲惨さをしっかりと伝える内容で あると思う。

委員

絵がかわいらしくて良いと思う。

気になったのは、「おうさま」というのが、権力抗争といったことをイメ ージしないかという点だけである。

委員

小学生だけでなく、中学生に向けても良いと考える。

シンプルな中に読み取らなければならないものを考えるためには中学生くらいの方が良いだろう。

委員

季節の移り変わりや、日々の幸せの大切さを表現し、戦争によって全てがなくしていくというところから、いろいろなことを考えることのできる内容だと思う。

委員

シンプルでイラストやカラーも入りやすい。内容も、何が出てくるのかわくわくさせつつ、戦争が出てくるところで、考えさせるところが良いと思う。 小学生低学年に特に良い本だと思う。

安次嶺委員

小学校、中学校の両方に良いと思う。

思考力、判断力、観察力を養うのに良い点として、季節の移ろいを考えさ せ、お城がなくなり花が咲く場面をどう思うかなど、様々な語りかけをしな |がら読むことができると思う

中学生に対しては、もっと大きな視点で戦争をしないことの大切さなどを シンプルな中でも考えさせるものになっていると思う。

委員

非常にかわいい、ほのぼのとした内容ながら、戦争の悲惨さを子ども達に 伝える方法について、むごい写真や怖い話を聞かせるだけでないという新鮮 な手法であり、良いと思う。

委員

対象については悩むところであったが、中学生はそもそも絵本は読まない だろうということで小学生向けあるいは読み聞かせ用に良いと思う。

委員

絵と言葉のギャップというのが気になった。いわゆる考えさせる内容で、 ・回だけでなく何度も読み返したいものだろう。

書店だけでなく、コンビニなど身近にあっても良いと思う。

委員

小学校なら低学年から高学年までわかりやすい本であると思う。 自然の美しさや平和の大切さを伝える内容になっている。

委員

対象は小学生が適当かと思う。

シンプルな中にも深い内容で、最後に読み手を突き放すものを持っている。 日本だけでなく、世界のどこの人が読んでも伝わる内容だと思う。

会 長

ありがとうございました。各委員の意見で出たように、カラフルな内容でいるんなことがイメージできる内容である。

カラーの変化の中に、社会や人々の営みが表現されている。

確かにお城などということについては、少し気になるところもあったが、 いずれにしても推奨に値する感じる。

やはり、小学校低学年で、先生と一緒に声を出して読みながらそれぞれが どんなイメージを持ったかということを話し合うという方法もあると思う。

それでは集計結果を事務局から説明願います。

事務局

集計結果について、事務局から説明願います。

集計の結果でございますが、対象につきましては

小学生13人

中学生3人

高校生1人

となり、小学生が過半数を超えております。

認定基準につきましては

ア 9人 イ 2人 ウ 14人 エ 8人 オ 8人

カ 13人 キ 1人 ク 4人

となり、ア・ウ・エ・オ・カが過半数を超えております。

可否につきましては、全員一致で可となっております。 以上が集計結果でございます。

会 長

それでは、図書「おうさまのおしろ」の審査結果につきましては、小学生を対象にア・ウ・エ・オ・カの基準を満たしていることから、優良推奨に値するとの審査結果になりました。

従いまして、知事の諮問に対しましては、優良図書推奨を可として答申することを決定いたします。

次に、協議事項の第2点目の有害図書の個別指定の審査方法について事務 局から説明をお願いします。

事務局

沖縄県青少年保護育成条例により、知事が有害図書を指定しようとする場合は、優良推奨と同じく、審議会の意見を聴くこととされております。

施行規則において、有害指定の認定基準として別に定めたものが、先に説明いたしました「沖縄県青少年保護育成条例に関する推奨及び指定等の認定 基準」でございます。

この基準に照らしまして、対象の図書が有害図書に該当するかどうか点検 した上で、審議会へ諮問することになります。

有害図書の審査方法についてご説明いたします。

有害図書の個別指定対象として5冊の図書について諮問いたします。

5冊の選定理由でございますが、全国の有害指定状況を参考に、

- ・ 平成28年に入ってから概ね10件以上指定されている種類の図書
- 当県における過去の指定図書と重複しないもの

を目安として選定しております。

有害図書等の個別指定審査表の記載につきましては、図書の認定基準の欄で該当すると思われる項目全てに○を付けて下さい。

認定基準については、資料 7 ページ中段の(2)から、8 ページの上段の(カ) にかけての計10項目でございます。

指定の要否欄には、該当する項目に○印を付けて下さい。

参考事項につきましては、指定の要否欄を否とする場合に、その理由を記載願います。

要の場合であっても、自由に御意見を記入していただいて結構でございます。

審査結果につきましては、審議会設置条例第6条第3項の規定により

- 出席した委員の過半数で決定
- ・ 可否同数の場合は、会長の要否により決定

することとなりますのでよろしくお願いいたします。

なお、今回の諮問に係る図書別の全国有害指定状況と、当該図書を有害と認める理由につきまして、資料の24ページから28ページに掲載してありますので、審査の参考として下さい。

また、有害図書の個別指定の他に、包括指定を2冊行いましたので、この際ご報告いたします。

資料25ページが包括指定図書の一覧とその選定理由でございます。

また、同図書の全国有害図書指定状況が資料の26ページと27ページでございます。

以上で、事務局の説明を終わります。

会 長

これまでの、説明で、何かご不明なところはありませんか。

委員

包括指定について説明してもらいたい。

事務局

包括指定は、青少年保護育成条例の第12条第2項第1号に該当するものでございまして、指定するにあたり、審議会へ諮問を要しないとする根拠でございます。

また、包括指定の認定基準は、規則第5条の2において規定されておりま す。

会 長

それでは、有害図書の審査をよろしくお願いします。

それでは、これから有害図書の審査に入ります。先程、事務局から説明がありましたとおり、有害の指定基準に基づき、その結果を審査表にご記入いただき、審査を終えられた方は、挙手をお願いします。事務局が審査表を回収します。

事務局の集計の間、5分間程度休憩といたします。

~ 休憩・事務局集計 ~

時間となりましたので、再開したいと思います。

事務局から集計の結果をお願いします。

事務局

集計の結果につきまして、

28-01「月刊マガジン ビーボーイ」 要 12人、否 2人

28-02「実話時代」 要 13人、否 1人

28-03「実話ドキュメント」 要 14人、否 0人

28-04「実話ナックルズ」 要 14人、否 0人

28-05「チャンプロード」 要 6人、否 7人、無記入1人

となっており、過半数の委員が指定を要するとしたものが

月刊マガジンビーボーイ、実話時代、実話ドキュメント、実話ナックルズ となり、過半数の委員が指定を要しないとしたものが

チャンプロード

となりました。

会 長

ありがとうございました。

審査の結果有害図書として指定すべきとの意見がほぼ全員一致となった図

書について、指定することに問題はないと考えられます。

それでは、要否の意見が割れているチャンプロードについて、各委員から 意見をお願いします。

委員

私は有害指定を要するという意見である。

指定基準に該当する項目は一つしかないが、スリル感を高揚させることから、交通事故にもつながる心配があるし、あれだけの改造車の写真を見れば、自分も改造したいと思うことにもつながる。改造には当然お金がかかることからすれば、犯罪行為につながってくのではないかという懸念がある。青少年の違法行為を助長する内容であるとの考えから、青少年には勧められない。

委員

弁護士の立場で申し上げると、改造車を扱っていることに対しては、交通 法令違反ということからすれば、有害だとする考えもわかる。

しかし、表現の自由と密接に関わる部分については、制限するときに厳格解釈が求められる。

刑法では罪刑法定主義というが、例え悪質であっても条文から読み込めないものについては罰することはできない、これと非常に近い考え方が表現の自由には求められる。

その考え方からすれば、残念ながら現在の基準の文言からは、改造車の部分までは当たらないと考える。

また、暴走に使われない車両の改造写真も載っているので、このような内容が暴走行為等の違法行為につながりかねないとして規制をするのであれば、 基準の改正を検討すべきである。

委員

チャンプロードはよく見かけるが、月刊によって内容の変化が激しく、うまくすり抜けているという印象である。

会 長

青少年の保護や健全育成の観点で議論していただいた。

今回時間がなくて紹介できないが子どもの脳の研究の観点から、生活の環境のなかでのこのような図書を共有する仕組みとしてはいかがかというところも別の機会でお話をしたい。

各委員とも意見はおありだと思うが、集計結果のとおりで評決とします。 それでは、進行を司会へお願いしたい。

## 情報交換会

子どもの貧困対策について青少年・子ども家庭課子ども未来政策室長が配布資料に沿って説明を行った。

終了後、次回の審議会の開催日程について連絡を行い閉会した。

以上